

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2019年8月14日

【四半期会計期間】 第30期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）

【会社名】 株式会社 トリドールホールディングス

【英訳名】 TORIDOLL Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 粟田 貴也

【本店の所在の場所】 神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号

【電話番号】 078 (200) 3430 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理本部長 小林 寛之

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号

【電話番号】 078 (200) 3430 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理本部長 小林 寛之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第29期 第1四半期 連結累計期間	第30期 第1四半期 連結累計期間	第29期
会計期間	自 2018年4月1日 至 2018年6月30日	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上収益 (百万円)	35,385	39,212	145,022
税引前四半期(当期)利益 (百万円)	2,251	1,369	1,337
親会社の所有者に帰属する四半期(当期)利益 (百万円)	1,579	909	267
親会社の所有者に帰属する四半期(当期)包括利益 (百万円)	2,236	230	902
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	37,352	33,334	33,979
資産合計 (百万円)	114,656	203,327	117,833
基本的1株当たり四半期(当期)利益 (円)	36.34	21.36	6.22
希薄化後1株当たり四半期(当期)利益 (円)	36.10	21.30	6.19
親会社所有者帰属持分比率 (%)	32.6	16.4	28.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,101	7,141	8,416
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,489	3,324	14,210
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,296	5,091	5,534
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	18,693	23,160	14,398

(注) 1. 上記指標は、国際会計基準(以下、「IFRS」という。)により作成しております。

2. 当社は要約四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 売上収益には、消費税等は含まれておりません。
4. 百万円未満を四捨五入して記載しております。
5. 当第1四半期連結会計期間よりIFRS第16号「リース」を適用しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間(2019年4月1日～2019年6月30日)におけるわが国経済は、企業業績や雇用環境の改善が続き緩やかな回復傾向にあるものの、米中貿易摩擦問題や中国経済の先行き、海外経済の不確実性が懸念される等、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

外食産業におきましては、労働力不足を背景とした人件費の上昇や原材料費の上昇、業種・業態を超えた競争の激化等により、厳しい経営環境が続いております。このような環境のもと、当社グループでは、利益重視の経営方針に基づき運営してまいりました。

国内におきましては、主力業態丸亀製麺において、外部企業と協業し、卓越したマーケティング手法を取り入れた新テレビCMの放映をはじめ、商品施策や収益拡大に向けた各種施策を積極的に実施してまいりました。また、海外におきましては、新規出店を継続するとともに進出国の市場を見極め不採算店の閉店等を実施することにより海外事業の採算性の改善に向け取り組んでまいりました。

当第1四半期連結累計期間におきましては、「丸亀製麺」を6店舗出店したほか、カフェ事業の展開を積極的に進めるなど、その他の業態で9店舗を出店いたしました。海外におきましては、収益性を重視しつつも積極的な展開を継続し、香港などに直営店を4店舗出店したほか、FC等(注1)については、香港やオランダ等への出店等により25店舗増加するなど規模を拡大してまいりました。

この結果、当社グループの当第1四半期連結会計期間末の営業店舗数は前連結会計年度末に比べ、30店舗(うち、FC等18店舗)増加して1,708店舗(うち、FC等431店舗)となりました。

当第1四半期連結累計期間における業績につきましては、売上収益は392億12百万円(前年同期比10.8%増)と引続き高成長を維持し、事業利益(注2)は24億31百万円(前年同期比8.8%増)、営業利益は20億51百万円(前年同期比8.4%減)、税引前四半期利益は13億69百万円(前年同期比39.2%減)、親会社の所有者に帰属する四半期利益は9億9百万円(前年同期比42.4%減)となりました。

また、EBITDAは72億77百万円(前年同期比114.2%増)、調整後EBITDAは72億92百万円(前年同期比110.1%増)となりました。(注3)

(注1) 当社又は当社の子会社による直営店舗以外の店舗を「FC等」といいます。

(注2) 事業利益は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出し、営業利益は事業利益から減損損失、その他の営業収益及びその他の営業費用を加減算して算出しております。

(注3) 当社グループの業績の有用な比較情報として、EBITDA及び調整後EBITDAを開示しております。

EBITDAは、営業利益から非現金支出項目(減価償却費及び償却費)等の影響を除外しております。

また、調整後EBITDAは、EBITDAから減損損失及び非経常的費用項目の影響を除外しております。

EBITDA及び調整後EBITDAの計算式は以下のとおりです。

・ EBITDA = 営業利益 + その他の営業費用 - その他の営業収益 + 減価償却費及び償却費

・ 調整後EBITDA = EBITDA + 減損損失 + 非経常的費用項目

前第1四半期連結累計期間のEBITDAの計算においては、IAS第17号を適用して発生時に費用処理していた借手のオペレーティング・リース料は、当第1四半期連結累計期間のEBITDAの計算においては、使用权資産の減価償却費及びリース負債の金融費用の計上に変更されています。

セグメントごとの業績を示すと以下のとおりであります。

<丸亀製麺（セルフうどん業態）>

丸亀製麺では、ロードサイド1店舗、ショッピングセンター内5店舗の計6店舗を出店したことにより、当第1四半期連結会計期間末の営業店舗数は823店舗となりました。

この結果、売上収益は240億75百万円（前年同期比7.4%増）となり、セグメント利益は34億76百万円（前年同期比1.7%増）となりました。

<カフェ>

カフェでは、ロードサイド1店舗を出店したことにより、当第1四半期連結会計期間末の営業店舗数は30店舗となりました。

この結果、売上収益は12億13百万円（前年同期比44.9%増）となり、セグメント利益は90百万円（前年同期比2463.7%増）となりました。

<豚屋とんー（かつ丼・トンテキ業態）>

豚屋とんーでは、店舗の増減はなく、当第1四半期連結会計期間末の営業店舗数は53店舗となりました。

この結果、売上収益は8億88百万円（前年同期比1.2%減）となり、セグメント利益は4百万円（前年同期はセグメント損失38百万円）となりました。

<海外事業>

海外事業では、30店舗（うち、FC等25店舗）を出店し、11店舗（うち、FC等8店舗）を閉店したことにより、当第1四半期連結会計期間末の営業店舗数は594店舗（うち、FC等421店舗）となりました。

この結果、売上収益は82億21百万円（前年同期比12.0%増）、セグメント利益は10億32百万円（前年同期比29.6%増）となりました。

<その他>

その他では、8店舗を出店し、4店舗を閉店したことにより、当第1四半期連結会計期間末の営業店舗数は208店舗（うち、FC等10店舗）となりました。

なお、その他には「とりどーる」、「丸醤屋」、「長田本庄軒」、「まきの」、「SONOKO」、「ずんどう屋」、「晩杯屋」等が含まれております。

この結果、売上収益は48億15百万円（前年同期比24.0%増）となり、セグメント損失は61百万円（前年同期はセグメント損失2億99百万円）となりました。

財政状態の分析

（資産）

当第1四半期連結会計期間末における資産は、前連結会計年度末に比べ854億93百万円増加し、2,033億27百万円（前期比72.6%増）となりました。これは主に現金及び現金同等物及びIFRS第16号「リース」の適用により使用権資産がそれぞれ前連結会計年度末に比べ87億62百万円、768億50百万円増加した一方で、無形資産及びのれんが前連結会計年度末に比べ8億11百万円減少したことによるものです。

（負債・資本）

当第1四半期連結会計期間末における負債は、前連結会計年度末に比べ861億53百万円増加し、1,689億83百万円（前期比104.0%増）となりました。これは主に長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）及びIFRS第16号「リース」の適用によりリース負債がそれぞれ前連結会計年度末に比べ83億43百万円、780億48百万円増加したことによるものです。

資本は、主にIFRS第16号「リース」の適用による期首利益剰余金の減少により前連結会計年度末に比べ6億60百万円減少し、343億43百万円（前期比1.9%減）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前連結会計年度末に比べ87億62百万円増加し、231億60百万円（前期比60.9%増）となりました。

各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は71億41百万円（前年同期比239.9%増）となりました。これは主に税引前四半期利益が13億69百万円、IFRS第16号「リース」の適用により減価償却費及び償却費が48億58百万円、営業債権及びその他の債権の増加が3億59百万円、法人所得税の支払額が4億64百万円あったこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は33億24百万円（前年同期比33.5%増）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出が28億94百万円、敷金及び保証金の差入による支出が1億52百万円あったこと等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により得られた資金は50億91百万円（前年同期比18.5%増）となりました。これは主に長期借入れによる収入が111億22百万円あった一方で、IFRS第16号「リース」の適用によりリース負債の返済による支出が31億69百万円あったこと等によるものです。

（2）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

（3）研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	115,200,000
計	115,200,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2019年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2019年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	43,525,976	43,529,776	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。
計	43,525,976	43,529,776	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2019年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年4月1日～ 2019年6月30日(注)1	36,400	43,525,976	29	4,130	29	4,187

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 2019年7月1日から2019年7月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が3,800株、資本金及び資本準備金がそれぞれ4百万円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2019年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2019年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 910,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 42,569,500	425,695	-
単元未満株式	普通株式 10,076	-	-
発行済株式総数	43,489,576	-	-
総株主の議決権	-	425,695	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式9株が含まれています。

【自己株式等】

2019年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社トリドール ホールディングス	神戸市中央区小野柄通 七丁目1番1号	910,000	-	910,000	2.10
計	-	910,000	-	910,000	2.10

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1 要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号。以下、「四半期連結財務諸表規則」という。)第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」(以下、「IAS第34号」という。)に準拠して作成しております。

要約四半期連結財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を四捨五入して記載しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)に係る要約四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【要約四半期連結財務諸表】

(1)【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		14,398	23,160
営業債権及びその他の債権		4,416	4,732
棚卸資産		830	978
その他の流動資産		2,108	1,965
流動資産合計		21,752	30,835
非流動資産			
有形固定資産	5	30,682	30,646
使用権資産	3	-	76,850
無形資産及びのれん		41,660	40,849
持分法で会計処理されている投資		5,477	5,283
その他の金融資産		14,594	14,793
繰延税金資産		2,719	3,171
その他の非流動資産		949	899
非流動資産合計		96,081	172,491
資産合計		117,833	203,327
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務		9,542	9,428
短期借入金		64	29
1年以内返済予定の長期借入金		10,310	12,510
リース負債	3	295	13,533
未払法人所得税		278	330
引当金		899	643
その他の流動負債		4,565	4,691
流動負債合計		25,953	41,164
非流動負債			
長期借入金		48,764	54,906
リース負債	3	3,241	68,051
引当金		2,180	2,362
繰延税金負債		2,140	2,084
その他の非流動負債		552	416
非流動負債合計		56,878	127,819
負債合計		82,830	168,983
資本			
親会社の所有者に帰属する持分			
資本金		4,076	4,106
資本剰余金		4,085	4,104
利益剰余金		28,477	28,452
自己株式		2,143	2,131
その他の資本の構成要素		516	1,197
親会社の所有者に帰属する持分合計		33,979	33,334
非支配持分		1,024	1,009
資本合計		35,003	34,343
負債及び資本合計		117,833	203,327

(2) 【要約四半期連結純損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書】

【要約四半期連結純損益計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
売上収益		35,385	39,212
売上原価		9,551	10,376
売上総利益		25,834	28,836
販売費及び一般管理費		23,598	26,405
減損損失	5	48	12
その他の営業収益		118	228
その他の営業費用		68	596
営業利益		2,238	2,051
金融収益		199	55
金融費用		77	469
金融収益・費用純額		123	414
持分法による投資損益		111	268
税引前四半期利益		2,251	1,369
法人所得税費用		668	457
四半期利益		1,583	912
四半期利益の帰属			
親会社の所有者	7	1,579	909
非支配持分		4	2
四半期利益		1,583	912
親会社の所有者に帰属する1株当たり四半期利益(円)			
基本的1株当たり四半期利益	7	36.34	21.36
希薄化後1株当たり四半期利益	7	36.10	21.30

【要約四半期連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

注記 番号	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
四半期利益	1,583	912
その他の包括利益		
純損益に振り替えられる可能性のある項目：		
在外営業活動体の換算差額	771	762
持分法適用会社におけるその他の包括利益 に対する持分	138	67
その他の包括利益合計	633	695
四半期包括利益合計	2,216	216
四半期包括利益合計額の帰属		
親会社の所有者	2,236	230
非支配持分	20	14

(3)【要約四半期連結持分変動計算書】

前第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

(単位:百万円)

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分							合計	非支配 持分	資本合計
		資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素					
						在外営業 活動体の 換算差額	新株 予約権	合計			
2018年4月1日残高		4,031	4,064	29,347	0	1,529	329	1,200	36,242	1,004	37,246
四半期利益				1,579				-	1,579	4	1,583
その他の包括利益						657		657	657	24	633
四半期包括利益合計		-	-	1,579	-	657	-	657	2,236	20	2,216
新株の発行(新株予約権の 行使)		11	11				6	6	15		15
株式報酬取引		1	1				11	11	12		12
配当	6			1,151				-	1,151	15	1,167
その他			3					-	3	3	-
所有者との取引額等合計		11	8	1,151	-	-	6	6	1,127	12	1,139
2018年6月30日残高		4,043	4,072	29,775	0	872	335	537	37,352	972	38,323

当第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

(単位:百万円)

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分							合計	非支配 持分	資本合計
		資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素					
						在外営業 活動体の 換算差額	新株 予約権	合計			
2019年4月1日残高		4,076	4,085	28,477	2,143	894	378	516	33,979	1,024	35,003
会計方針の変更による累積 的影響額	3			880				-	880		880
会計方針の変更を反映した 2019年4月1日残高		4,076	4,085	27,597	2,143	894	378	516	33,099	1,024	34,123
四半期利益				909				-	909	2	912
その他の包括利益						679		679	679	16	695
四半期包括利益合計		-	-	909	-	679	-	679	230	14	216
新株の発行(新株予約権の 行使)		29	29				19	19	39		39
株式報酬取引		0					27	27	28		28
自己株式の取得及び処分					12			-	12		12
配当	6			64				-	64		64
その他			11					-	11		11
所有者との取引額等合計		30	19	64	12	-	8	8	4	-	4
その他の資本の構成要素か ら利益剰余金への振替				10			10	10	-		-
2019年6月30日残高		4,106	4,104	28,452	2,131	1,573	376	1,197	33,334	1,009	34,343

(4)【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前四半期利益		2,251	1,369
減価償却費及び償却費	3	1,210	4,858
減損損失		48	12
受取利息		50	55
支払利息		77	262
持分法による投資損益(は益)		111	268
営業債権及びその他の債権の増減(は増加)		969	359
棚卸資産の増減(は増加)		19	152
営業債務及びその他の債務の増減(は減少)		435	1,083
その他		235	473
小計		3,962	7,759
利息の受取額		6	30
利息の支払額		78	184
法人所得税の支払額		1,788	464
営業活動によるキャッシュ・フロー		2,101	7,141
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		2,232	2,894
無形資産の取得による支出		67	75
敷金及び保証金の差入による支出		238	152
敷金及び保証金の回収による収入		40	153
建設協力金の支払による支出		62	99
建設協力金の回収による収入		96	141
その他		25	398
投資活動によるキャッシュ・フロー		2,489	3,324
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額(は減少)		-	35
長期借入れによる収入		7,160	11,122
長期借入金の返済による支出		1,631	2,779
リース負債の返済による支出	3	82	3,169
配当金の支払額	6	1,151	64
その他		1	16
財務活動によるキャッシュ・フロー		4,296	5,091
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		3,907	8,908
現金及び現金同等物の期首残高		14,798	14,398
現金及び現金同等物に係る換算差額		12	145
現金及び現金同等物の四半期末残高		18,693	23,160

【要約四半期連結財務諸表注記】**1. 報告企業**

株式会社トリドールホールディングスは日本に所在する企業であります。当社の要約四半期連結財務諸表は2019年6月30日を期末日とし、当社及び子会社（当社及び子会社を合わせて「当社グループ」とする）、並びに当社グループの共同支配企業及び関連会社に対する持分により構成されます。当社グループは、当社を中心として外食事業を営んでおります。

2. 作成の基礎**(1) 要約四半期連結財務諸表がIFRSに準拠している旨**

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たすことから、第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しており、本要約四半期連結財務諸表はIAS第34号に準拠して作成しております。

要約四半期連結財務諸表は、連結会計年度の連結財務諸表で要求されるすべての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

要約四半期連結財務諸表は、2019年8月14日において取締役会により公表の承認がされております。

(2) 機能通貨及び表示通貨

要約四半期連結財務諸表は当社の機能通貨である円で表示しております。円で表示しているすべての財務諸表は、百万円単位未満を四捨五入しております。

(3) 見積り及び判断の利用

IFRSに準拠した要約四半期連結財務諸表の作成において、経営陣は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行うことが義務付けられています。そのため、実際の業績はこれらの見積りとは異なる場合があります。当社グループの要約四半期連結財務諸表で認識する金額に重要な影響を与える見積り及び仮定は、原則として前連結会計年度と同様であります。見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した連結会計期間と将来の会計期間において認識しております。

3. 重要な会計方針

当社グループが要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、以下に示した変更を除き、前連結会計年度において適用した会計方針と同様であります。

なお、当第1四半期連結累計期間の法人所得税費用は、見積り年次実効税率を基に算定しております。

(IFRS第16号「リース」)

当社グループは、当第1四半期連結会計期間からIFRS第16号「リース」（2016年1月公表、以下「IFRS第16号」）を適用しております。

当社グループでは、適用開始による累積的影響を2019年4月1日の期首利益剰余金において認識する修正遡及アプローチを用いてIFRS第16号を適用しました。

IFRS第16号への移行にあたり、当社グループは、取引がリースであるか否かに関する従前の判定を引き継ぐ実務上の便法を適用することを選択しました。従来リースとして識別されていた契約にのみIFRS第16号を適用し、IAS第17号およびIFRIC第4号のもとでリースとして識別されなかった契約については、リースであるか否かの再評価を行っておりません。したがって、IFRS第16号に基づくリースの定義は、2019年4月1日以降に締結または変更された契約にのみ適用しております。

当社グループは借手として、従来、原資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて当社グループに移転するか否かの評価に基づいて、リースをオペレーティング・リースとファイナンス・リースに分類してまいりました。IFRS第16号では、当社グループは、ほとんどのリースについて使用権資産とリース負債を認識しております。

IAS第17号のもとでオペレーティング・リースに分類していたリースについては、移行日時点の残存リース料総額を2019年4月1日現在の当社グループの追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で測定しました。使用権資産は以下のいずれかの方法で測定しております。

- ・リース開始時点からIFRS第16号を適用していたと仮定して算定した帳簿価額。ただし、割引率については、適用開始日時点の借手の追加借入利率を用いる。
- ・適用開始日時点のリース負債の測定額に、前払リース料を調整した金額。

当社グループは、従来IAS第17号のもとでオペレーティング・リースに分類していたリースにIFRS第16号を適用する際に、以下の実務上の便法を適用しました。

- ・特性が類似したリースのポートフォリオに単一の割引率を適用する。
- ・残存リース期間が12ヶ月以内のリースに、使用権資産とリース負債を認識しない免除規定を適用する。
- ・延長または解約オプションが含まれている契約のリース期間を算定する際に、事後的判断を使用する。

IAS第17号のもとでファイナンス・リースに分類していたリースについて、2019年4月1日現在の使用権資産とリース負債の帳簿価額は、その直前の日におけるIAS第17号に基づくリース資産とリース負債の帳簿価額で算定しております。

IFRS第16号への移行により、適用開始日の要約四半期連結財政状態計算書に使用権資産などのリース関連の資産を78,094百万円、リース負債を79,928百万円及び期首利益剰余金（税効果会計考慮後）の減少を880百万円、追加的に認識しております。

また、要約四半期連結純損益計算書において、従来、IAS第17号を適用して発生時に費用処理していた借手のオペレーティング・リース料は、使用権資産の減価償却費及びリース負債に係る金融費用の計上に変更され、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書においては、営業活動によるキャッシュ・フローの減額項目から財務活動によるキャッシュ・フローの減額項目である「リース負債の返済による支出」に計上区分を変更しております。

リース負債を測定する際に、当社グループは、2019年4月1日現在の追加借入利率を用いてリース料を割り引きました。適用した追加借入利率の加重平均は、0.58%です。

（単位：百万円）

	金額
2019年3月31日現在で開示したオペレーティング・リースに係るコミットメント額	13,338
2019年4月1日現在の追加借入利率を用いた割引後	12,438
2019年3月31日現在で認識したファイナンス・リース債務	3,536
認識の免除規定	
短期リース	357
少額リース	176
行使することが合理的に確実な延長または解約オプション	68,024
2019年4月1日に認識したリース負債	83,464

4. 事業セグメント

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

事業セグメントは、他の事業セグメントとの取引を含む、収益を獲得し、費用を発生させる事業活動の構成単位であります。

セグメント情報には、各セグメントに直接的に帰属する項目のほか、合理的な基準により各セグメントに配分された項目が含まれております。

当社は、各店舗において商品を提供する飲食業を営んでおります。海外の関係会社は、独立した経営単位であり、地域の特性に応じて事業活動を展開しております。したがって、当社は店舗における提供商品及びサービス提供形態を基礎とした業態別セグメント及び地域別セグメントから構成されており、国内事業として、「丸亀製麺」、「カフェ」、「豚屋とんー」の3区分、及び「海外事業」の計4区分を報告セグメントとしております。「丸亀製麺」は、讃岐うどんや天ぷらなどをセルフ形式で商品を提供する讃岐うどんの専門店であります。「カフェ」は、コナズ珈琲を中心に「いちばん近いハワイ」をコンセプトに掲げ、ハワイの世界観の中で自家焙煎のコーヒーとハワイアンフードを提供する専門店であります。「豚屋とんー」は、豚肉の旨みと柔らかさを追求したかつ丼、トンテキの専門店であります。「海外事業」は、海外の関係会社において、讃岐うどん等の飲食提供を行うものであります。

(2) 報告セグメントの変更等に関する事項

前連結会計年度において、「丸亀製麺」、「とりどーる」、「豚屋とんー」、「海外事業」及び「その他」に区分しておりましたが、事業成長を踏まえたマネジメント・アプローチの下、「その他」に含めていました「カフェ」を区分し、「とりどーる」を「その他」に含め、当第1四半期連結会計期間より「丸亀製麺」、「カフェ」、「豚屋とんー」、「海外事業」及び「その他」のセグメント区分に変更することといたしました。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の区分により作成したものを記載しております。

(3) 報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失に関する情報

当社の報告セグメントによる継続事業からの収益及び業績は以下のとおりであります。

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「注記3. 重要な会計方針」で記載している当社グループの会計方針と同一であります。

前第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)2	合計	調整額 (注)3	要約四半期 連結財務諸 表計上額
	丸亀製麺	カフェ	豚屋とん一	海外事業	計				
売上収益									
外部顧客への売上高	22,426	837	899	7,341	31,502	3,882	35,385	-	35,385
計	22,426	837	899	7,341	31,502	3,882	35,385	-	35,385
セグメント利益又は 損失() (注)1	3,417	3	38	796	4,178	299	3,879	1,643	2,235
減損損失	21	3	14	-	38	9	48	-	48
その他の営業収益・ 費用(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	51
金融収益・費用 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	123
持分法による投資損益	-	-	-	-	-	-	-	-	111
税引前四半期利益	-	-	-	-	-	-	-	-	2,251
(その他の項目) 減価償却費及び償却費	679	42	39	285	1,046	123	1,170	40	1,210

(注)1. セグメント利益又は損失()は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「とりどーる」、「丸醬屋」、「長田本庄軒」、「まきの」、「SONOKO」、「ずんどう屋」、「晩杯屋」等を含んでおります。

3. セグメント利益の調整額 1,643百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)2	合計	調整額 (注)3	要約四半期 連結財務諸 表計上額
	丸亀製麺	カフェ	豚屋とん一	海外事業	計				
売上収益									
外部顧客への売上高	24,075	1,213	888	8,221	34,397	4,815	39,212	-	39,212
計	24,075	1,213	888	8,221	34,397	4,815	39,212	-	39,212
セグメント利益又は 損失() (注)1	3,476	90	4	1,032	4,602	61	4,541	2,110	2,431
減損損失	9	-	1	2	12	0	12	-	12
その他の営業収益・ 費用(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	367
金融収益・費用 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	414
持分法による投資損益	-	-	-	-	-	-	-	-	268
税引前四半期利益	-	-	-	-	-	-	-	-	1,369
(その他の項目) 減価償却費及び償却費	2,470	146	103	1,382	4,102	563	4,666	192	4,858

(注)1. セグメント利益又は損失()は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「とりどーる」、「丸醬屋」、「長田本庄軒」、「まきの」、「SONOKO」、「ずんどう屋」、「晩杯屋」等を含んでおります。

3. セグメント利益の調整額 2,110百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

5. 減損損失

有形固定資産の減損損失

営業活動から生ずる損益が著しく低下した店舗について、前第1四半期連結累計期間は48百万円、当第1四半期連結累計期間は12百万円の減損損失を認識しました。

6. 配当

配当金支払額

決議	配当の総額 (単位：百万円)	1株当たり配当額 (単位：円)	基準日	効力発生日
前第1四半期連結累計期間 取締役会(2018年5月15日)	1,151	26.50	2018年3月31日	2018年6月14日
当第1四半期連結累計期間 取締役会(2019年5月14日)	64	1.50	2019年3月31日	2019年6月13日

7. 1株当たり四半期利益

基本的1株当たり四半期利益及び希薄化後1株当たり四半期利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益(百万円)	1,579	909
普通株式の期中平均株式数(株)	43,452,413	42,575,896
ストック・オプションによる増加(株)	292,997	98,603
希薄化後普通株式の期中平均株式数(株)	43,745,410	42,674,499
親会社の所有者に帰属する1株当たり四半期利益		
基本的1株当たり四半期利益(円)	36.34	21.36
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	36.10	21.30

逆希薄化効果を有するために計算に含めなかった潜在株式

該当事項はありません。

8. 後発事象

該当事項はありません。

2【その他】

2019年5月14日開催の取締役会において、2019年3月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	64百万円
1株当たりの金額	1円50銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2019年6月13日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年8月14日

株式会社トリドールホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡 野 隆 樹 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 井 孝 晃 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トリドールホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結純損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び要約四半期連結財務諸表注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社トリドールホールディングス及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

要約四半期連結財務諸表注記3.重要な会計方針に記載されているとおり、会社は、当第1四半期連結会計期間からIFRS第16号「リース」を適用している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。